

第 2 編 旅 客 運 送

第 1 章 通 則

〔乗車券類の購入及び所持〕

第13条 列車に乗車する旅客は、その乗車に有効な乗車券類を購入し、これを所持しなければならない。

2 旅客は、列車指定券を必要とする列車または客車に乗車する場合は、有効な列車指定券を購入しこれを所持しなければならない。

3 前各項の規定にかかわらず、駅員無配置駅から乗車する旅客又は係員の承諾を得て乗車券類を購入しないで乗車した旅客は、乗車後において、直ちに相当の乗車券類を購入するものとする。

4 旅客は、列車指定券が必要な列車に乗車する場合において、列車指定券を所持しないで乗車したときは、当該列車内において、係員に申し出なければならない。

〔乗車券類の購入及び所持の原則…鉄道営業法15〕

〔駅員無配置駅の旅客の取扱方〕

第14条 駅員を配置していない駅で乗降する旅客の取扱いは、列車の乗務員が行う。

〔駅員無配置駅発旅客の旅行開始…規 3 同旅客の乗車券類の購入…規13 同旅客の乗車券の発売…規16〕